

新型コロナウイルスの感染拡大防止についての 対応について

当社では新型コロナウイルス感染症について、警戒を緩めることなく、工事関係者、マンションの居住者様、ビルの利用者の皆様の健康の保全に最大限の注意を払い、必要な対策を可能な限り講じていく所存です。

具体的には、厚労省や国土交通省など関係行政当局の指示や指導等（注）にも沿って、主に以下の施策を実施しております。（注：国交省の建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 令和2年7月1日改訂版や厚労省の関係事務連絡等）

1. 従業員と協力会社の対応

- ①出勤前の検温と体調の確認 ②マスクの着用（熱中症防止も留意） ③手洗いとうがいの励行
- ④大規模な人数が集まる会議・打合せ等の回避 ⑤ソーシャルディスタンスの維持
- ⑥本人が発熱等感染の可能性を疑われる場合は速やかに報告させて出勤を停止し、医療機関で受診させます。

特に現場事務所においては、協力会社の従業員含め、朝礼及び安全衛生協議会等において注意点を周知徹底して遵守させ、工事中においても、作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避や、密室・密閉空間での換気や送風機等の使用等を励行します。



2. 本社部門での対応

本社部門では上記に加えて状況に応じて、引き続き以下の措置を実施しております。

- ①時差出勤の許可 ②在宅勤務等の許可（テレワーク含）
- ③大規模な人数が集まる施設への立ち入りの抑制

3. 万一非常事態が発生した場合の対応

当社では上記の通り、万全な体制を敷いて対応する所存ですが、もし万一、工事関係者やその家族等に新型コロナウイルスの感染者、もしくはその疑いが濃厚な者が確認された場合は、緊急的な措置として工事を一時停止して、行政当局の指示を確認しながら下記の施策を取らせていただきます。

管理組合様、オーナー様、関係者様とは緊密に情報共有しながら進めますのでご了解ください。

- ①感染者の速やかな隔離措置と、管理組合様、オーナー様、関係行政局への報告（第一報）
- ②社長を本部長とする本社と連携した対策本部の発動と初期対応の実施（速やかな消毒等）
- ③居住者様、利用者様の生活と工事日程や手法・作業員について、影響度の調査と対応策の検討
- ④管理組合様、オーナー様、関係者様との緊密な対応協議の場の設定と進行の管理・報告
- ⑤対応策協議の結果、工事計画に変更が必要な場合はその変更計画の速やかな作成と提示

以上